

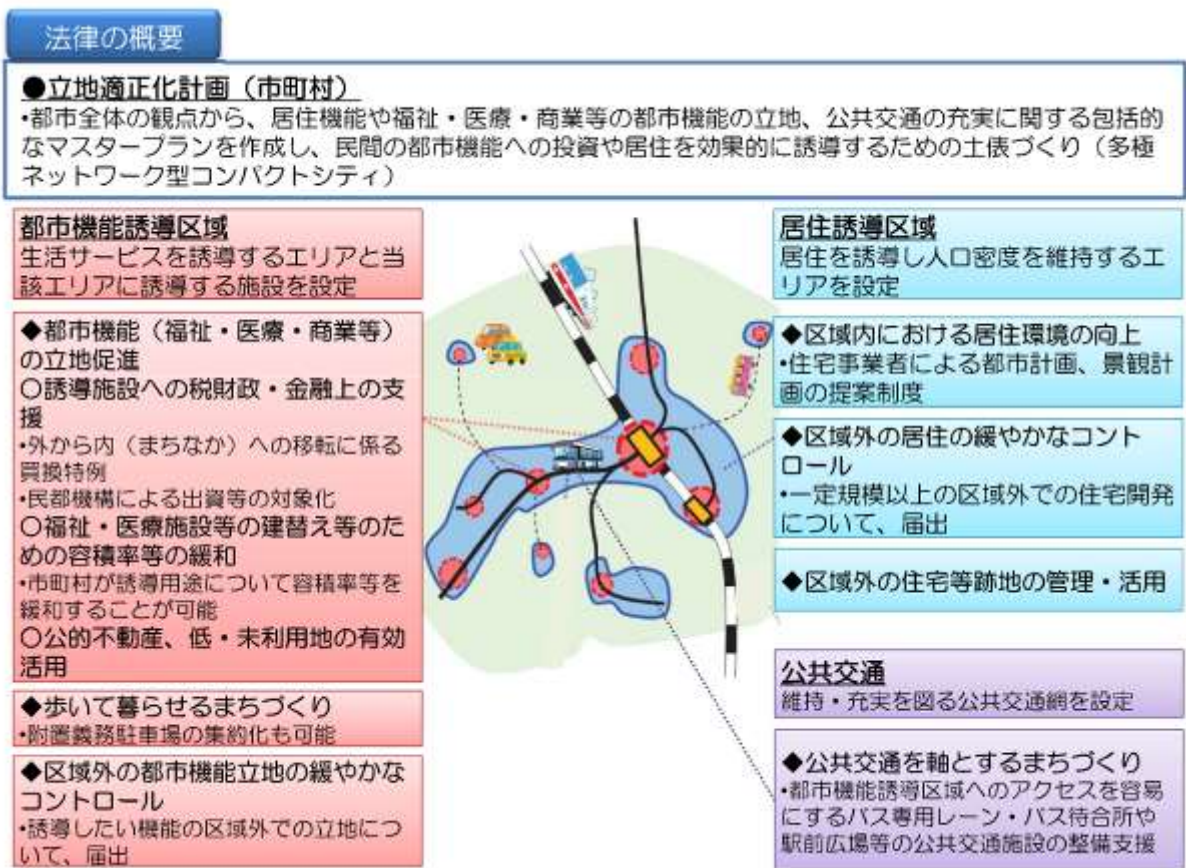
7.1 立地適正化計画の策定

1) 「立地適正化計画」について

本市では、「にぎわいエコまち計画」で掲げる多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けて、「立地適正化計画」を作成する。

「立地適正化計画」は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成し、民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりを行うものである。

この計画において、都市機能誘導区域に機能施設を誘導するとともに、居住誘導区域を設定し、段階的に居住を誘導していき都市拠点や地域拠点の再生をめざす。



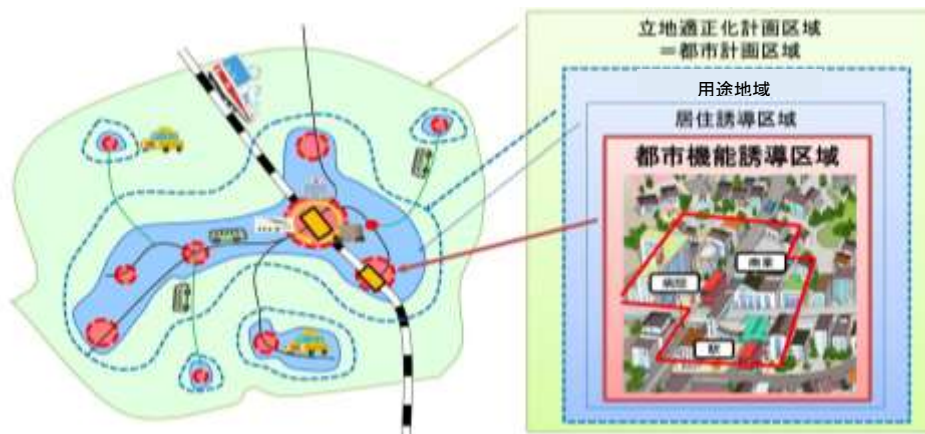
出典：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省資料を加工して作成）

図 7-1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の概要

2) 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域設定の考え方を以下に示す。

- ・ 鉄道駅に近い業務商業などが集積する地域等で、これらの機能が一定程度充実している区域
- ・ 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域
- ・ 都市の拠点となるべき区域



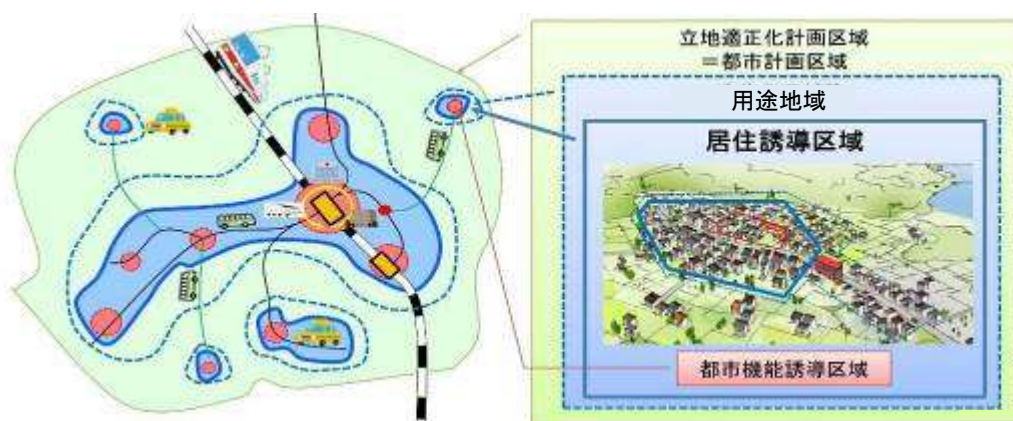
出典: 改正都市再生特別措置法等について(国土交通省資料を加工して作成)

図 7-2 都市機能誘導区域のイメージ

3) 居住誘導区域設定の考え方

居住誘導区域設定の考え方を以下に示す。

- ・ 都市機能や居住が集積している都市・地域拠点、地域コミュニティ核とその周辺
- ・ 拠点・核に容易に公共交通で移動できる公共交通軸の周辺



出典: 改正都市再生特別措置法等について(国土交通省資料を加工して作成)

図 7-3 居住誘導区域のイメージ

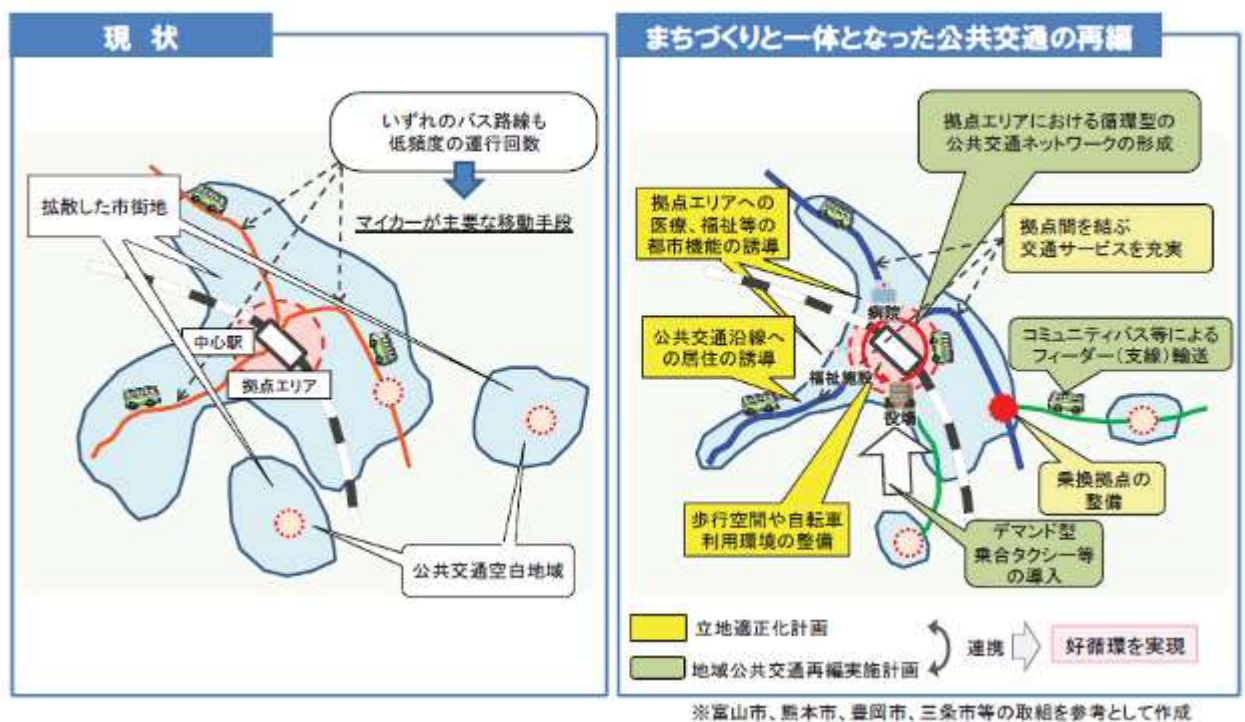
7.2 地域公共交通網形成計画の策定

1) 「地域公共交通網形成計画」について

「にぎわいエコまち計画」で掲げた多極ネットワーク型コンパクトシティを実現するために、先述した「立地適正化計画」と、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークを再構築することが必要とされる。

このため、「にぎわいエコまち計画」で定めた「公共交通の軸（案）」を基に、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図り、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす「地域公共交通網形成計画」を作成する。

コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ

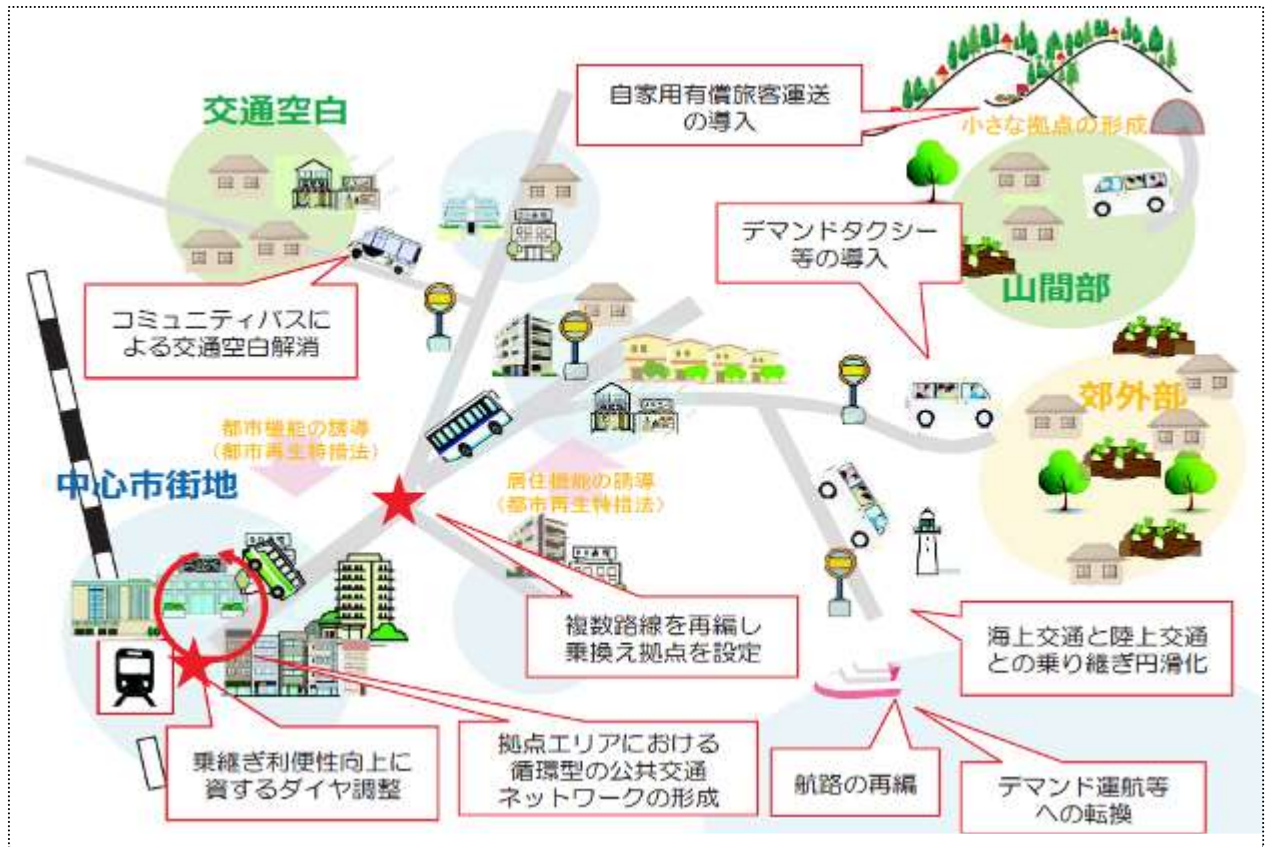


出典：改正地域公共交通活性化再生法の概要（国土交通省資料）

図 7-4 コンパクトなまちづくりと一体になった公共交通再編のイメージ

2) 公共交通再編の考え方

公共交通再編のイメージ図を以下に示す。



出典:「人とまち、未来をつなぐネットワーク」(国土交通省資料)

図 7-5 公共交通再編のイメージ